

## 「新規入会申請会社基本情報」記載要領

第二種金融商品取引業協会

### I. 事務局事前審査に先立ち必要な書類

1. 本協会への入会は、事務局事前審査、理事会での入会審査・承認という流れですが、本基本情報は、この事務局事前審査に先立ち必要な書類です。
2. 提出日現在の状況について、各項目に必要な事項を記載し、該当するチェックボックス（□）に「✓」をつけてください。
3. 事務局では、ご提出後に、財務局等への事前相談、登録申請の状況等に合わせて、事前審査を行います。
4. 事前審査では、法令等遵守体制などの業務運営体制、財務内容等を確認するための書面・資料を提出していただきます。また、例えば、ファンドの自己私募・私募の取扱い等の場合、ファンドの出資対象事業の内容や顧客へのリスク説明内容等を確認するため、業務方法書、ファンドの募集要項、スキーム図、事業（収支）計画、契約締結前交付書面その他関係する資料を提出していただきます。

### II. 各記載項目

#### 1. 申請者

連絡担当者は、今後入会審査にあたって、ご連絡差し上げる方です。

#### 2. 会社の概要

- (1) 本店所在地は、外国法人にあつては、国内拠点（国内の営業所又は事務所）。
- (2) 代表者役職氏名は、外国法人にあつては、国内における代表者。
- (3) 第二種業内部管理統括責任者役職氏名は、本協会入会後に配置される予定者。
- (4) 資本金は、単位未満切捨て。
- (5) 役職員数「うち二種業」は、第二種業を担当、従事する役職員（予定者を含む。）。
- (6) 株式の状況「③大株主（上位3名）」の持株比率は、発行済株式総数に対する割合で、小数点以下第2位を四捨五入。

(7) 主たる事業は、売上高、営業利益等からみた主な事業・事業の種類。

(記載例) 証券業、投資運用業、第二種金融商品取引業専業、  
適格機関投資家等特例業務、リース業、不動産業 等

### 3. 金融商品取引業の登録申請等の状況

#### 3-1 管轄財務局等

(1) 第二種業の新規登録申請書、追加・変更登録申請書を提出される本店を管轄する財務局・財務支局。

(2) 金商業の登録状況に応じて、3-2、3-3又は3-4にお進みください。

#### 3-2 第二種業の新規登録

金商業の登録がなく、第二種業の登録申請を行われる場合に記載。

#### 3-3 第二種業の追加・変更登録

例えば、既に第一種業や投資助言・代理業、投資運用業の登録があり、第二種業を追加して、変更登録申請を行われる場合に記載。

#### 3-4 第二種業既登録

既に第二種業の登録がある場合に記載。

### 4. 第二種業の業務の内容

今後予定される、又は既に行われている第二種業の業務の内容。

(1) 有価証券の種類は、金商法2条2項1号から7号に掲げる「みなし有価証券」。

(2) 業務は、第二種業として行われる金商法2条8項に掲げる「金融商品取引業」に該当する行為。

(3) 特定投資家は、適格機関投資家、国、日本銀行、上場会社、資本金5億円以上の株式会社など金商法2条31項に定める特定投資家。

### 5. 第二種業の業務開始時期

今後予定される、又は既に行われている第二種業の業務開始時期。

6. 財務局等への新規、追加・変更登録申請の状況

本基本情報ご提出後、適宜、財務局等への新規登録等の進捗状況をご連絡ください。

7. 加入する金融商品取引業協会

加入されている、加入予定の金融商品取引業協会。

Ⅲ. 提出先

次の提出先にメールによりご提出ください。

総務・会員部 会員課

メール : kaiin@t2fifa.or.jp

電 話 : 03-3667-2462

Ⅳ. 事務局事前審査

本基本情報ご提出後、事務局では、事務局事前審査のためのヒアリング、資料の提出をお願いします。

以 上